

令和5年度第5回福島地方最低賃金審議会

令和5年9月26日(火)
午後2時00分～
福島合同庁舎3階共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 電子部品等製造業及び計量器等製造業に係る最低賃金改正の
必要性の有無について
- ・参考人意見聴取
 - ・必要性の有無の審議及び答申

3 閉 会

令和5年度福島地方最低賃金審議会
第5回福島県最低賃金専門部会
会議資料目次

(資料No.)	(頁)
1 福島県特定最低賃金改正決定に係る参考人意見陳述者名簿 ……	1
(1) 福島県計量器等製造業最低賃金に関する意見書 (労働者側参考人 小野田 昌志) …… (労働者側から当日配付)	
(2) 福島県計量器等製造業最低賃金に関する意見書 (労働者側参考人 高原 英二) …… (労働者側から当日配付)	
(3) 福島県電子部品等製造業最低賃金に関する意見書 (労働者側参考人 今田 政弘) ……	2
(4) 福島県電子部品等製造業最低賃金に関する意見書 (労働者側参考人 小椋 友和) ……	6

特定最低賃金（計量器等製造業及び電子部品等製造業）

改正の必要性の有無に係る参考人意見陳述者名簿

	参 考 人	
	労使側	職 氏 名
1	労 ※1	(計量器等製造業) シチズン労働組合東北支部相馬分会 分会長 小野田 昌志
2	労 ※1	(計量器等製造業) JAM南東北福島県連絡会 会長 高原 英二
3	労 ※2	(電子部品等製造業) 北芝電機労働組合 執行委員長 今田 政弘
4	労 ※2	(電子部品等製造業) ケミコン東日本マテリアル労働組合 執行員長 小椋 友和

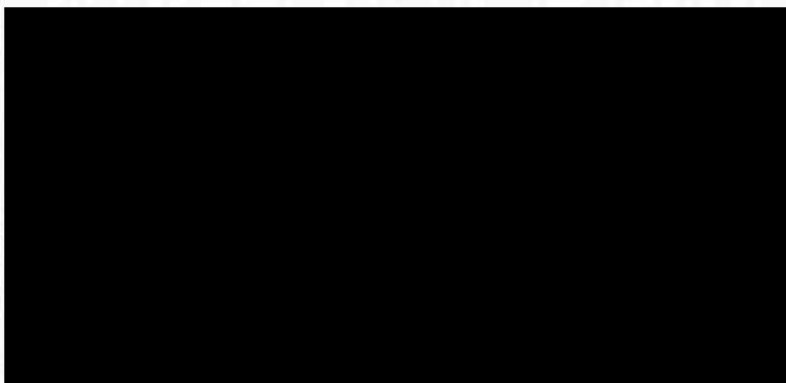
推薦団体 ※1 JAM南東北福島県連絡会

※2 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会福島地方協議会

(別紙 2)

特定最低賃金のうち福島県計量器等製造業の改正の必要性
の有無に関する意見書 (労働者参考人)

陳述日：令和5年9月26日

氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職 名
小野田 昌志	シチズン労組東北支部相馬分会 分会長
意見陳述公開の諾否	(希望する方に○をつけてください。) 諾 ・ 否
項 目	意 見 の 概 要
1. 当該業種の労働実態 について	<p>①計量器等製造業は、その領域は幅広く、計量器・測定器・分析器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・眼鏡・同部品と様々な職種にわたりますが、共通することは専門性が高く、製造業はじめ全ての産業に係る精密製品で、製品の規格は誤差の許容範囲がととても狭いため、高い精度と正確性が求められ高度な技能・資格や、熟練度を必要とし、誰にでもすぐに従事可能という業務ではありません。</p>  <p>これらの職制上の労働環境・実態は、労働組合の有無に拘らず、或いは企業の規模の大小にかかわらず、概ね同じ境遇にあることは承知の通りと思います。</p> <p>これらの職制上の労働環境・実態は、労働組合の有無に拘らず、或いは企業の規模の大小にかかわらず、概ね同じ境遇にあることは承知の通りと思います。</p>

2. 当該労働者の賃金状況について

①地域別最低賃金の趣旨である全ての労働者（学生アルバイト・高齢者など）へ適用するのに対し、特定最低賃金は、労働組合もなく労使対等な団体交渉の環境がない部分を補完する役割を担い、団体交渉によって決定された賃金水準を波及させようとするものであり、対象者も基幹的労働者と限定されていることも重要な意味を有しています。

3. 特定最低賃金改正の必要性について

ものづくりに必要な高度なスキルをもつ労働者が、学生アルバイトと同等或いは、それ以下の時給額となれば労働者の士気も下がり、他県・他社・他業種への従業員の離職者がより一層増え、生産への影響がでると共に品質や技術の低下となり、後には産業の衰退につながる恐れもあります。

これまで述べた意見から特定最低賃金改定の必要性

<p>4. その他参考意見</p>	<p>が有ると考えます。</p> <p>地賃比率が他県と足並みも揃いましたので経営状況を踏まえた議論は改定審議の場で議論すべき内容であると思います。</p> <p>また福島県において特に私が勤務する事業者がある東日本大震災の被災地で人口減少と人口流出といった深刻な問題を抱える中、他県・他社・他業種への従業員の出がより一層懸念され産業の衰退につながる恐れもあります。</p> <p>福島県と同様の特定最賃金（計量器・精密）を設ける岩手・茨城・栃木・埼玉・長野・滋賀・兵庫の7県では既に必要性ありで協議を進めるとのことでした。</p> <p>茨城・栃木においては隣県ということもあり隣県格差がより一層広がってしまうこととなります。</p> <p>このような状況からも福島県だけが必要性なしの理由はどこにもないと思います。</p> <p>これまで述べた意見から特定最低賃金改定の必要性無しといった意見は到底理解することはできません。</p> <p>地賃比率が他県と足並みも揃いましたので経営状況を踏まえた議論は改定審議の場で議論すべき内容であると思います。</p> <p>企業の事業継承や人材不足の解消を図る為に、長い間労使のご努力で特定最低賃金を積み上げてきました。労使が協調して福島の経済の発展に寄与する為に、計量器等製造業界を前に進めていただく事のご判断を強く希求しまして、計量器等製造業労働者側としての意見と致します。</p>
-------------------	---

(別紙 2)

特定最低賃金のうち福島県計量器等製造業の改正の必要性
の有無に関する意見書（労働者参考人）

陳述日：令和5年9月26日

氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職 名
高原 英二	JAM 南東北福島県連絡会 会長
意見陳述公開の諾否	(希望する方に○をつけてください) 諾 ・ 否
項 目	意 見 の 概 要
1. 当該業種の労働実態 について	1. 2. の労働実態については小野田参考人より申し上げていただきましたので賃金の状況と公正競争についての意見を述べさせていただきます。 。
2. 当該労働者の賃金状 況について	まず、賃金の実態についてですが、第2回最低賃金審議会での疎明資料として提出しました128ページの2. 産業別・規模別賃金格差の性別常用労働者の一人平均月額現金給与額では決まって支給する給与5人以上より30人以上で9,162円ほど高くなっております。 129ページ「4. 男女間格差」では月額給与額で男性と比べ女性が123,681円低くなっております。 130ページ「5. 福島県産業別最低賃金額」では福島県同様に精密機械器具製造の特定最賃を設定する7県中6位とワースト2番目に低く全国平均に対して31円ほど低くなっております。 137～138ページ「6. 産業・規模間格差資料」で、分類E27 精密機械、E32 その他製造業（時計・同部品製造行）の1,000人以上を100とした指数で規模別に比較をすると企業規模間、男女間格差で現金の給与額に大きな差が生じております。

<p>3. 特定最低賃金改正の必要性について</p>	<p>一部の企業は、低賃金や劣悪な労働条件を提供することで、コストを削減し、競争において不当な優位性を持つことが可能となり他の企業に比べて価格を低く抑えることができるため、市場での競争が歪曲されます。</p> <p>不適切な労働条件により労働者の生活水準が低下すると、労働者は基本的なニーズを満たすために余分な労働時間を費やす必要が生じます。これは生活の質を低下させ、社会的不平等を拡大する可能性があります。</p> <p>労働条件が不公平である場合、労働者は仕事に対するモチベーションを低下させる可能性があります。結果として、生産性の低下や品質の低下が発生し、企業の競争力に悪影響を及ぼすことがあります。</p> <p>従業員の賃金を安く抑える事で価格を据え置くことは、企業が価格競争を回避し、利益をあげるための手段として利用される可能性があり、これは消費者にとって不利益になるだけでなく公正な競争環境を阻害する行為と言えます。</p>
<p>4. その他参考意見</p>	<p>総務省の経済サンセス活動調査から福島県の測量機器製造の部品出荷額は令和 2 年度までの調査で出荷額が東京都に次いで全国で 2 番目に多い県となっておりこれらの業種は福島県のものづくり産業の発展にとつてとても重要な役割となっております。</p> <p>先ずは少数の企業に視点を当てるのではなく双方ともに労使の代表として福島県の産業発展にむけた議論が必要と思います。</p> <p>計量器等製造業界を前に進めていただく事のご判断を強く希求しまして、計量器等製造業労働者代表としての意見と致します。</p>

(別紙 2)

特定最低賃金のうち福島県電子部品等製造業の改正の必要性
の有無に関する意見書（労働者参考人）

陳述日：令和5年9月26日

氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職 名
今田 政弘	北芝電機労働組合 執行委員長
意見陳述公開の諾否	(希望する方に○をつけてください。 ○ 諾 ・ 否
項 目	意 見 の 概 要
1. 当該業種の労働実態 について	<p>①私たちの電機産業は、国内にある産業の中においてもその領域は幅が広く、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業と様々な職種にわたっています。しかし、共通することは専門性が高く、相当な技能・熟練度を必要としており、誰でもすぐに従事可能という業務ではありません。</p> <p>②現に私の事業場・職場は、「電気を元気にする会社」をスローガンに発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業であり、変圧器、配電盤、誘導路、冷却器などさまざまな製品を日々製造しています。職場の労働実情とすれば筐体の溶接・加工、銅線巻き、絶縁加工、電線の圧着・配線、基盤のはんだ付けなど多種多様な作業がありそれぞれの作業に認定試験を行い専門的な高度技術を従業員が身につけて製造業務を行っています。また、製造をするための専門的な技術をもって設計開発業務も行っている企業となります。</p> <p>③近年は、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、多くの産業で人材が不足、募集をしても人材が集まらない傾向が加速しています。労働市場は、特に需要と供給の調整において賃金や労働条件が更に重要しされていると感じています。当該産業も、人手不足対策、人材定着に迫られ、生産への担い手、働き手、将来を担う優秀な人材を確保するため、賃金をはじめとした処遇を向上させ、労働者環境を改</p>

<p>2. 当該労働者の賃金状況について</p>	<p>善していくことが求められています。</p> 
<p>3. 特定最低賃金改正の必要性について</p>	<p>①諸先輩より引き継いできたことは、賃金は本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものである。しかし、中小零細企業等に多く存在する労働者の仲間は、未組織であり、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんどできない実情にあるということ。私たちが団体交渉によって決定された賃金水準を同じ産業で働く仲間に波及させようとするものであり、対象者も基幹労働者と限定されていることも重要な意味を有していると考えます。言うまでもありませんが、セーフティネットとしての位置付けである地域別最低賃金と産業別最低賃金では、意味合いもことなり、電機産業に従事することで賃金の優位性が保たれ、労働人口が減少するなかでも私たちの産業に魅力を感じ、人材確保にも繋がります。産業を将来にわたり発展させていく</p>

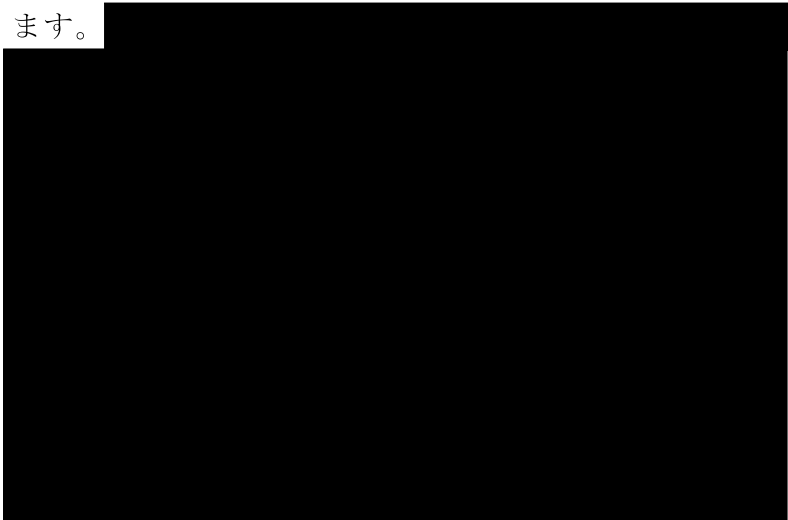
<p>4. その他参考意見</p>	<p>ための原動力の確保など産業を持続的発展するためにも必要不可欠であり、そのためにも審議入りを望みます。</p> <p>②2023 年総合労働条件改善闘争下においても、電機産業においては、多くの企業で業績回復となっています。コロナ禍で働き方や生活様式が大きく変化していくなかで製造現場では、コロナ感染に最大限注意して生産活動を行い、懸命に事業を支えた従業員の努力の結果ではないでしょうか。私たち当該労使ではそのような観点でも議論して月例賃金の改善や企業内最低賃金の金額改善を行ってきたこと含め、特定最賃引き上げの波及効果はあると考えています。</p> <p>③電機産業における産業別最低賃金は、全国各地で設定されています。しかし、福島県の 880 円は、昨年度改定された全国の金額と比較すると 35 地域中 32 番目という金額の低さにあり、工業統計による福島県電機産業の製造品出荷額や生産額、付加価値額での位置付けとはかけ離れています。このことから改正の必要性は有りとして、前進していくことを望みます。</p> <p>①私たちの産業においては、今後も日本のリーディング産業として、AI や IoT などの技術による社会の DX 化への貢献が求められています。その役割を果たすためには、「生活不安、雇用不安、将来不安」の払拭はもちろんのこと、私たちの電機産業の魅力をより高めることや、働く者のモチベーションの維持・向上に向けて産業全体での「人への投資」が不可欠と考えます。</p> <p>②最低賃金法第 25 条の 5・6 項には、「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と記されており、このことが意味するものは、産業・事業・職業が有する事情や背景を審議会がつぶさに、そして正確に受け止め、くみ取り、審議過程において適切な結論を導き出すために規定されているものと解釈されます。当該産業・事業における意見反映した見解により、前</p>
-------------------	--

	<p>に進めていただくことのご判断を強く希求し、労働者側としての意見といたします。</p>
--	---

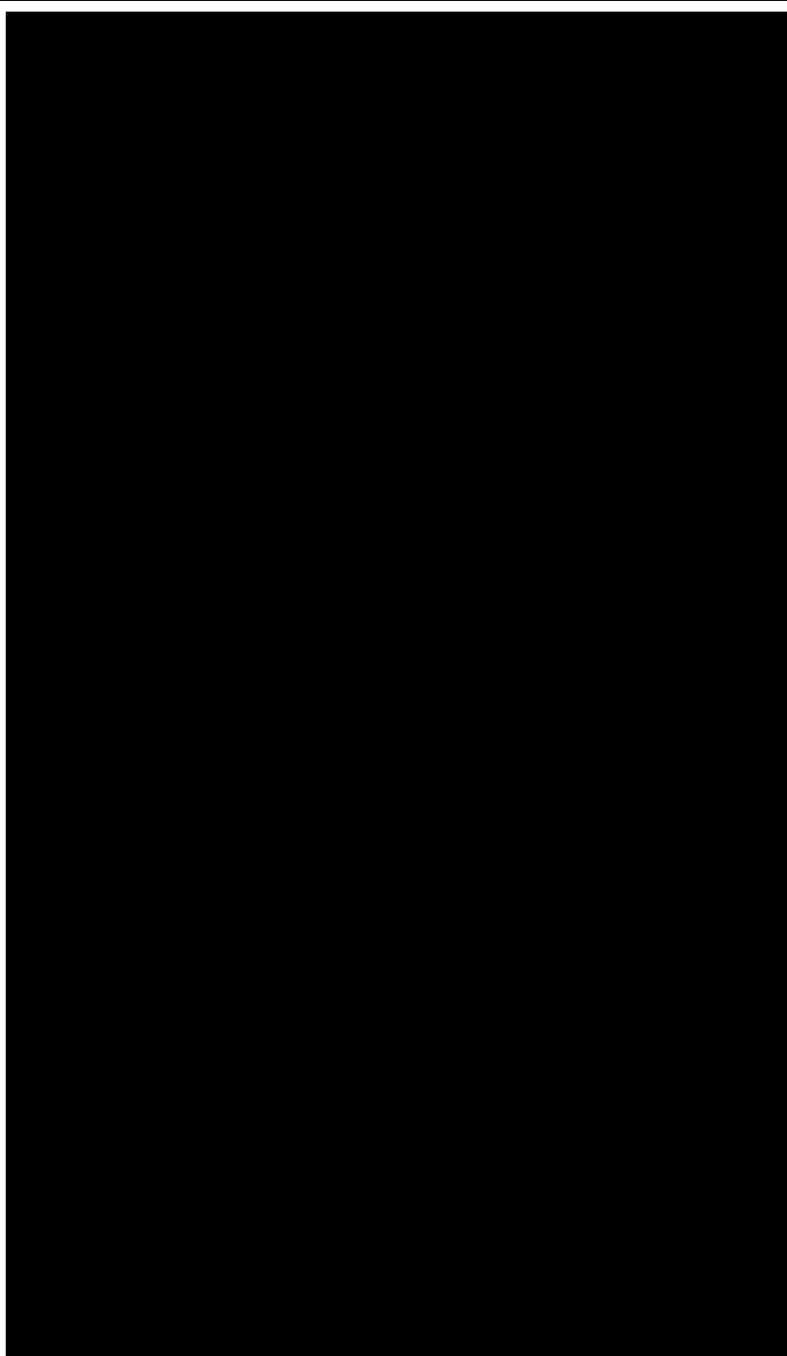
(別紙 2)

特定最低賃金のうち福島県電子部品等製造業の改正の必要性
の有無に関する意見書（労働者参考人）

陳述日：令和5年9月26日

氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職 名
小 椋 友 和	ケミコン東日本マテリアル労働組合
意見陳述公開の諾否	(希望する方に○をつけてください。 <input checked="" type="radio"/> 諾 ・ 否
項 目	意 見 の 概 要
1. 当該業種の労働実態 について	<p>①電機産業は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業と様々であり、共通することでは専門性が高く、技能・資格・熟練度を必要とします。新卒者やキャリア採用者などは、一定程度の教育期間を設けて配置や作業を行っており、すぐに従事可能という業務・作業ではありません。</p> <p>②私の事業場・職場は、アルミ電解コンデンサ用アルミニウム電極箔の生産をしています。アルミニウム電極箔の表面に皮膜（誘電体）を作る工程を担当しています。生産したアルミニウム電極箔はアルミ電解コンデンサに使用されます。そして、そのアルミ電解コンデンサは生活に欠かすことのできない家電製品やデジタル機器、自動車などさまざまな場面で使用されています。</p> 

2. 当該労働者の賃金状況について



3. 特定最低賃金改正の必要性について

①賃金状況でご理解頂いたとおり、現在の産業別最低賃金額は、880円は同じ産業で同等の仕事をする仲間である賃金としては低く、せめて、福島県の最低賃金引き上げ額相当の引き上げを福島県内の電機産業においても望むところです。

②福島県内における電機産業では、使用者に使用される労働者は、31,780人。当該労使においても産業の発展、

<p>4. その他参考意見</p>	<p>成長を望むことなどから産業別最低賃金 880 円を改善することへの合意をいたしました。この合意に向けては、多くの企業労使が合意に至っており、13,740 人があります。公正競争ケースであります。申し出要件を充分満たす内容でありますので、必要性有無の重要な意味を有すると考えます。</p> <p>③ここ数年地域別最低賃金の引き上げ額に対して、県内における産業別最低賃金の引き上げ額が小さく迫られてきています。昨年も 858 円の県最賃額に対して、880 円であり、22 円の 102.6%という優位性になっています。県内 5 業種ある内地賃との優位性では一番小さく、更には、アルバイトなどのセーフティーネットとなる地域別最低賃金と、産業を担う基幹労働者の入口賃金の時給額が優位性に乏しいことは産業に従事している者として、とても残念であり、危惧するところです。従って、審議入り強く望みます。</p> <p>①今次闘争では、消費者物価の急激な上昇に伴い実質賃金が著しく低下し、私たちの生活を大きく圧迫していることなど踏まえ、月例賃金へこだわりをもって議論を重ねてきました。また、政府の発信やメディアでも連日とりあげられたこともあり、組合員のみならず労働者全体が注目する現象であったように思います。雇用形態が多様化する現在ではありますが、同じ産業で働く仲間へ当該労使で議論したことと同様に県内での議論を行われるよう、希求します。</p>
-------------------	---